一般社団法人群馬建築構造設計事務所協会 GSAS

「令和3年度 県・建築設計四団体意見交換会」報告

令和 3 年 11 月 GSAS 会長 山口幸治 GSAS 会員 萩原太一

11月10日(水)、Web 会議において、令和3年度 県・建築設計四団体意見交換会が、行政側群馬県の建築関連部署担当12名および建築設計側4団体の代表24名の出席にて開催され、各設計団体からの議題提案に対する意見および行政側からの情報伝達など、さまざまな意見交換が行われました。

当協会からは、契約関連および分離発注関連の議題提案をし、別紙のような回答を得ました。 構造設計者の団体として、継続して会員の有益となるような、意見の発信ならびに活動をおこなってい きます。

2. (一社)群馬県建築構造設計事務所協会

提案項目1 契約関連事項について

提案趣旨

- 1. 告示第98号および第670による、建築士事務所の業務報酬算定指針では、「総合」、「構造」、「設備」と区分した「標準業務に必要な標準の業務人・時間数」が示されているところですが、これら区分別の委託金額を明示する契約書の書式としていただけないでしょうか。
- 2. 受注元請け事務所が再委託をおこなった場合、再委託契約書の提出を求め、 委託内容が確認できるような書式としていただけないでしょうか。

【回答】

<建築課>

- 1. 委託業務における委託料の明示については、公共全般に評価契約による業務 委託としており、区分別の委託金額を明示する必要がない、と解釈しています
- 2. 再委託契約書の提出については、現在約款の第12条第二項で、承諾願という 様式の、委託契約書中で、再委託業務について記載内容を確認しているところ です。

承諾時の内容確認につきましては、国や部内の運用を確認しながら、今後も 改善の取り組みに努めてまいります。

提案項目2 分離発注について

提案趣旨

構造設計業務おける、高度な技術や特別な技術など専門性を必要とする物件においては、構造計算を分離発注していただけないでしょうか。

【回答】

<建築課>

現在、耐震診断等の構造計算による安全性の確認業務とか、耐震補強のみの設計業務については、構造設計業務として発注しています。

建築設計の分離発注については、具体的な成功事例等を教示いただければ、検討を進め、また、国の運用等を確認しながら、改善の取り組みに努めます。